

## 平戸市農業委員会第4回総会議事録

■開催日時：令和3年7月27日（火）10時00分～11時10分

■開催場所：田平町民センター大ホール

■農業委員：19人中16人出席 欠席委員：1、6、12番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中11人出席 欠席委員：2、4、7、8、9、10、17、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事

■関係課 山中農林課主事補

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

### ■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第9号 農地法第4条第1項第9条の規定による転用届について

報告第10号 使用貸借解約通知書について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 非農地通知申出について

議案第25号 第4回農用地利用集積計画(案)について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程 1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第4回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程 2 会長あいさつ</b></p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は午後から、研修会を行うことから会場を変更して行っています。午後の研修会も参加をお願いします。</p> <p>さて、暑い中、水田については水が無いという話もあっているようです。今後、雨の予想がありますが、災害に合わないよう、また健康に気を付けていただきたいと思います。</p> <p>後継者対策、年金推進の地区別会議があつていきますので、意見を出していただき、地域農業の発展のために各委員1人でも多くの方を勧誘するようお願いいたします。</p> <p>本日は、議案が5件、報告2件となっております。最後までご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員1番、6番・12番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程 3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に10番、11番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p><b>■日程4 会務報告</b></p> <p>次に日程第4、7月の会務報告及び8月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは7月の主な会務報告をいたします。(7月会務報告を報告) 次に8月の行事予定を申し上げます。(8月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは次回、8月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を8月27日(金曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を8月27日(金曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>■日程5 議事</b></p> <p><b>《報告第9号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について》</b></p> <p>次に、「報告第9号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料は2・3ページになります。届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、辻町字辻田、地目は畑で、330㎡の内182.61㎡、用途としては、農業用施設用地確保のための転用とのことです。</p> <p>この案件は、200㎡以内の農業用施設用地であることから農地転用不要案件になります。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第9号を終わります。</p> <p><b>《報告第10号 使用貸借解約通知書について》</b></p> <p>次に、「報告第10号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案の説明は4・5ページになります。差替資料5ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。貸借農地、大島村大根坂字出口2230番、現況地目「田」面積1,032㎡。契約内容は備考欄の通りです。なお解約理由は契約内容の変更によるものです。</p> <p>報告第10号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第10号を終わります。</p>
	<p><b>《議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について》</b></p> <p>次に、「議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p> <p>整理番号1番について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は6・7ページになります。7ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請地ですが、田平町小手田免字霄ノ祭614番1、地目は田で685㎡外3筆計2,579㎡。譲受人は松浦市に居住しているが、農業経営をしていて、平戸市の農地も以前から耕作してきていることから所有権移転についても特に問題はないものと思われま。また、耕作面積についても18,350㎡で下限面積50aをクリアしています。</p> <p>(スライド説明)</p>
会長	<p>ただいま事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第21号中、整理番号1番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第21号中、整理番号1番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に同議案中、整理番号2番を議題といたします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、推進委員「松山 矢市」委員の退席を求めます。</p>

	(松山委員の退席)
会長	それでは、同議案中、整理番号2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、整理番号2番について説明します。譲渡人、譲受人については記載のとおりとなっております。 申請農地ですが、獅子町字馬次郎田362番、地目は畑で、地積737㎡となっております、取得後の面積20,144㎡になり、獅子地区の下限面積40aをクリアしています。なお理由は売買による所有権です。 (スライド説明) 以上です。
会長	ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)  質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第21号中、整理番号2番について原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第21号中、整理番号2番を原案のとおり、許可することで決定いたします。 それでは、「松山 矢市」委員の入場を求めます。 (松山委員の入場)
	<b>《議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について》</b> 次に、「議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。
事務局	議案書 8、9ページをお願いします。 整理番号1番 申請人については、記載のとおりとなっております。 申請農地 辻町字前田175番3、地目は田で253㎡、 申請人は畜産農家で、飼料及び敷料の保管場所の確保のために転用するもので、農業用の施設用地としての利用です。農業振興地域の農用地区域に指定されていますが、すでに農業施設用地としての用途地域の変更も済んでいることから問題ないものと思えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。 (スライド説明)

<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 22 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 22 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p><b>《議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</b></p> <p>次に、「議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 11 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 1 番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、猪渡谷町字井上前 2330 番 2、地目は畑で、地積 182 m<sup>2</sup>、用途は、農業施設用地、農地種別は第 2 種農地となります。この農地については、平成 9 年ごろから譲受人が購入し、倉庫を建てているため無断転用の追認許可申請をし、県より許可相当の判断を受けている案件で、今回の転用申請となったものです。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いたします</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 23 号について、原案のとおり決定することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 23 号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p>

《議案第 24 号 非農地通知申出について》

次に、議案第 24 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案書 12 ページをお開きください。

参考の欄で、線が引いてあるとおり、農地の所有者から該当農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合、農業委員会は、総会又は部会の議決により判断を行うこととなっております。

議案書 13 ページをお開きください。

整理番号 1 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、大野町字福田 387 番 2、地目は田で、地積 11 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 191 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、平成 23 年ごろ国道改良の折に埋め立てられた残地で砂利等が入っており農地としての利用は難しい状態になっています。

整理番号 2 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、下中野町字大切 521 番、地目は畑で、地積は 628 m<sup>2</sup>外 5 筆、合計 1,908 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり原野化しております。また、現況におきましても、山林化しております。

整理番号 3 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、宝亀町字京岩 172 番 1、地目は畑で、地積は合計 288 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 301 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林・原野化しております。また、現況におきましても、山林・原野化しております。

整理番号 4 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、木ヶ津町字崎辺 75 番、地目は畑で、地積は 889 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林化しております。また、現況におきましても、山林化しております。

整理番号 5 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、大川原町字内野林 837 番 1、地目は田で、地積は 1,487 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林化しております。また、現況におきましても、山林化しております。

整理番号 6 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

事務局

ます。

申出を受けた土地について、田平町小手田免字髭薄 498 番、地目は田で、地積は 892 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

申出地は、水が多く機械が埋まったりするため、耕作も行いにくく 20 年以上耕作をしていない農地とのことです。

位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり原野化しております。また、現況におきましても、原野化しております。

整理番号 7 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、生月町南免字鋤ノ神 1132 番、地目は畑で、地積は 1,306 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 1,997 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、風力発電所があった周囲の農地で設置された平成 14 年ごろから耕作されていない農地であったが令和元年に施設が撤去された折に砂利等が散乱され、また表面は固くなり耕作ができるような状態ではなくなっており、現況におきましては、原野化しております。

整理番号 8 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、生月町南免字鋤ノ神 1136 番 1、地目は畑で、地積は 1,087 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 1,847 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

整理番号 7 番と同様で、原野化している状態です。

整理番号 9 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、生月町南免字鋤ノ神 1141 番、地目は畑で、地積は 495 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり原野化しております。また、現況におきましても、原野化しております。

整理番号 10 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、生月町南免字棚田 1394 番 2、地目は畑で、地積は 1,363 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林・原野化しております。また、現況におきましても、山林・原野化しております。

整理番号 11 番 申出人については、記載のとおりとなっております。

申出を受けた土地について、生月町南免字矢畑 1431 番、地目は畑で、地積は 832 m<sup>2</sup>であります。(スライド説明)

位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林・原野化しております。また、現況におきましても、山林・原野化しております。

以上の 11 件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。



<p>会長</p>	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。</p>
<p>16番委員</p>	<p>議案 24 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。  令和 3 年 7 月 15 日 午前 11 時頃から、北部地区農業委員、推進委員、申出人、事務局とで現地確認を行ないました。  現況の写真では、草払いなど管理されて農地に見えますが、実際は、平成 23 年頃の国道改良工事に伴い、買収された農地の残地となっており、埋め立てされた土地で、地目は「田」となっているが、畦畔や用水も無く、地盤は固く、ガレキが多いなど、農地として、利用価値がないと判断します。  ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>議案 24 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。  令和 3 年 7 月 15 日 午前 10 時 30 分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申出人、事務局とで現地確認を行ないました。  申請農地は、10 年以上耕作されておらず、土地所有者も農地は持っているものの、農業は営んでいない状況にあります。  写真のとおり、現在、原野化しており、今後においても農地として利用される見込みがないと判断します。  ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>議案 24 号 整理番号 3 番の補足説明を行ないます。  令和 3 年 7 月 16 日 午前 9 時 30 分頃から、中部地区農業委員、推進委員、申出代理人、事務局とで現地確認を行ないました。  写真で見ていただいたとおり、既に山林化となっており、耕作できるような状態ではありませんでした。  ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>2番委員</p>	<p>議案 24 号 整理番号 4 番、5 番の補足説明を行ないます。  令和 3 年 7 月 16 日 午前 10 時頃から、中部地区農業委員、推進委員、申出代理人、事務局とで現地確認を行ないました。  現況写真のとおり、2 箇所とも既に山林化しており、耕作できるような状態ではありませんでした。  ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>議案 24 号 整理番号 6 番の補足説明を行ないます。  令和 3 年 7 月 16 日 午後 1 時 30 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、申出人、事務局とで現地確認を行ないました。  申請農地は、湧水が多く、農機具等が埋まるような水田で、20 年以上も耕作されておられません。  土地所有者も耕作をあきらめた土地で、借りる人もおらず、今後においても農地として利用される見込みがないと判断します。</p>

15 番委員	<p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>議案 24 号 整理番号 7 番、8 番、9 番、10 番、11 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 7 月 15 日 午前 9 時頃から、生月地区農業委員、推進委員、申出代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>整理番号 7 番、8 番の申請農地は、令和元年度までであった風力発電施設の周囲にある農地で、風力施設が平成 14 年、15 年に設置された頃から、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>現在は、風力施設は撤去されておりますが、土地の表面は固く、バラス等も散乱しており、農地としての利用は無理であると判断します。</p> <p>整理番号 9 番、10 番、11 番については、現況写真のとおり、3 箇所とも既に山林化しており、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 24 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 24 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p><b>《議案第 25 号 第 4 回農用地利用集積計画（案）について》</b></p> <p>次に、議案第 25 号「第 4 回農用地利用集積計画(案)」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 15 ページになります。16 ページをお願いします。</p> <p>差し替えの説明</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番。</p>
事務局	<p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、宝亀町字原左田 1268 番 現況地目「田」、面積 1,117 m<sup>2</sup> 外 9 筆 計 10,667 m<sup>2</sup></p> <p>設定する利用権については、記載のとおりです。</p>

	<p>合計 再設定 1 件 筆数 10 筆 面積 10,667 m<sup>2</sup>となっています。 つづきまして、議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた貸借権の設定になります。 整理番号 2 番。 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地、田平町田代免字姫川 188 番 1、現況地目「田」、面積 1,159 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 4,142 m<sup>2</sup>。 設定する利用権については、記載のとおりです。 合計 再設定 1 件 3 筆 面積 4,142 m<sup>2</sup>となります。 つづきまして、議案書 18 ページ（差し替え 2）をお願いします。 利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。 整理番号 3 番。 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地、山中町字城の元 498 番、現況地目「田」、面積 559 m<sup>2</sup> 外 3 筆 計 4,730 m<sup>2</sup>。 設定する利用権については、記載のとおりです。 小計 新規 1 件 8 筆 面積 7,421 m<sup>2</sup>。 再設定 2 件 6 筆 面積 6,462 m<sup>2</sup>となります。 合計 3 件 14 筆 13,883 m<sup>2</sup>となります。 集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 25 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 25 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>■日程 6 閉会 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願ひしたいと思います。</p>

委員一同	<p>います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第4回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：11時10分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>10番委員 _____ 印</p> <p>11番委員 _____ 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	小川隆友
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸
	18	榊屋可恵